

## 司法解剖について

司法解剖について、A大学の協力を得て、ヒアリング等を行ったところ概要以下の通り。

### 1 作業実態

司法解剖は、不審死等の事案があった場合に警察等の依頼により、死因等の調査を行っている。件数としては、A大学で年間80体程度、1回の解剖に2時間から4時間程度かかる。司法解剖室において司法解剖医が交代で行っているのが一般的。

司法解剖医は、日本全国で100名程度しかおらず、なかなか設備改善が進んでいないところも多いとのこと。

司法解剖は、かなりの危険を伴う作業であり、運ばれてくるご遺体がどのような病原体（肝炎、結核等）に罹患しているか不明な状態で行われるため、保護衣、手袋、保護眼鏡等は重要であるが、防毒マスクは作業性の面で厳しいとの意見があった。（通常使用されている呼吸用保護具は、通常の簡易用マスクであった）

### 2 ホルムアルデヒドの使用実態

ホルムアルデヒドは、解剖体の臓器保存のため使用されており、解剖1回で15リットル程度使用する。（剖出された臓器等を2回程度漬け直して保存する）

使用するホルムアルデヒド溶液は、35%溶液（これを100%とホルムアルデヒド溶液と呼んでいる）を15%に希釈して使用している。使用するホルムアルデヒドをタンクに入れ、希釈する水等を容器内で混同して作成しているとのこと。希釈されたホルムアルデヒドは1リットル程度のプラスチックの容器に小分けされ、臓器を浸漬するとのこと。廃液処理は、外部業者により実施されている。

### 3 発散抑制装置等

司法解剖室は、全体換気装置を使用している。建物上部よりフレッシュエアを入れて、建物下部から外部へ排気している。ホルムアルデヒドを使用する作業をある限定されたスペースで行うように作業の集中化を行うことは可能ではないかとのこと。

### 4 臓器保管室

臓器保管室は、全体換気装置を使用している。ただし管理濃度0.1PPMを達成することは非常に困難ではないかとの意見があった。